なお、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年条例第42号）に基づく環境影響評価の適用対象外の事業であるが、起業者は、任意で岩手県環境影響評価条例等に準じた環境影響評価を実施（平成18年５月公表）しているところ、本件事業による水質（水温、濁水、富栄養化）等への影響については軽微であると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価等によると、本件事業区域内及びその周辺には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のオジロワシ、オオワシ、イヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅰ類のクロシジミ、絶滅危惧ⅠＢ類のカジカ及び絶滅危惧Ⅱ類のテングコウモリ等の生息が確認されたが、主要な生息環境が事業区域外に広く残存すること、代替環境の整備及び継続的なモニタリング等により、影響は軽微又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの適切な保全措置を講ずるものとしている。

一方、植物については、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のタチハコベ及びクマガイソウ等が確認されているが、個体の移植や継続的なモニタリング等により、影響は軽微又は低減できるものとして評価されていることから、起業者はこれらの適切な保全措置を講ずるものとしている。

なお、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、起業者は、岩手県教育委員会及び盛岡市教育委員会との協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、簗川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的として、堤高77.2m、総貯水容量19,100,000㎥の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は⑴で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、地形及び地質的な条件、ダム背後に十分な貯水容量の確保が図れる位置として、簗川と北上川との合流点から約12.4㎞上流地点とする申請案、約9.2㎞上流地点とする案、約5.2㎞上流地点とする案について比較検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、堤高が高くなるものの水没家屋が少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、簗川流域では幾度も洪水被害が発生していること、夏季に度重なる渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、簗川供給区域及び矢巾町では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足すると見込まれていることなどから、簗川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、盛岡市長等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第26条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県盛岡市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　岩手県盛岡市三日目第１地割及び根田茂第８地割地内

○中部地方整備局告示第百三十九号

木曽川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月二十五日建設省告示第四百八十号を次のように改める。

「第百十六号図から第百七十五号図まで」を「第百十六号図から第百八十五号図まで」に改める。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

（図面省略）

国会事項

衆　議　院

法律公布奏上及び通知

参議院に通知した。

七月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

七月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

労働契約法の一部を改正する法律案

議案通知

七月二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

参　議　院

議事日程

七月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

平成二十四年七月二十七日（金曜日）

正午開議

第一　裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付）

第二　海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　船員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）

第六　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付）

第七　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

議案提出

七月二十六日委員長から次の議案が提出された。

雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）（参第二九号）